

有効期間 10年(令和17年12月31日まで)

令和7年12月18日

各 部 長 ・ 参 事 官  
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長  
( 交 通 規 制 課 )

制限外牽引許可取扱要領の制定について (通達)

道路交通法(昭和35年法律第105号)第59条第2項ただし書に規定する許可の取扱いについては、「制限外牽引許可取扱要領の改正について」(令和7年3月10日付け警察本部長通達。以下「旧通達」という。)により運用しているところであるが、令和7年12月15日から、警察行政手続オンライン化システムの運用が開始されたことに伴い、別添のとおり取扱要領の一部を改正し、運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は本通達の発出をもって廃止する。

本件担当 規制第一係  
警 電 XXXXXXXXXX

## 別添

### 制限外牽引許可取扱要領

#### 第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第59条第2項ただし書に規定する許可（以下「制限外牽引許可」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、その適正と斉一を図ることを目的とする。

#### 第2 制限外牽引許可の申請者

制限外牽引許可の申請者は、当該許可を受けようとする自動車の運転者となる。当該自動車の運転者が複数の場合（当該申請に係る運転期間内に運転者が交替する場合等をいう。）には、その全員を申請者とし、申請書の申請者欄に連記するよう求めるものとする。この場合において、当該申請書の申請者欄に申請者名を連記できないときは、別紙に申請者の住所及び氏名並びに申請者の免許の種類及び免許証番号又は免許情報記録の番号を記載するよう求めるものとする。

#### 第3 制限外牽引許可の単位

制限外牽引許可は、原則として1個の運転行為（自動車（積載物が車体からはみ出す場合は、そのはみ出した積載物の部分を含む）、運転経路及び時間がそれぞれ一つのをいう。）ごとに行うものとする。

ただし、制限外牽引許可の効力は、当該許可を行った公安委員会の管轄に限定され、他の都道府県公安委員会の管轄区域まで及ばないことから、制限外牽引許可においては1個の運転行為のうち、広島県公安委員会の管轄区域の部分として取り扱うこと。

#### 第4 制限外牽引許可の期間

制限外牽引許可の期間は、原則として1個の運転行為の開始から終了までに要する期間とする。

#### 第5 受理

##### 1 制限外牽引許可申請の受理

制限外牽引許可に際し、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第8条の5第1項に定められた広島県公安委員会への申請書の提出は、当該許可及び法第59条第3項に定められた許可証の交付が広島県公安委員会事務専決規程（平成22年2月1日本部訓令第1号）において警察署長の専決となっていることから、当該通行しようとする場所を管轄する警察署長において受理するものとする。

この場合において、制限外牽引許可申請を受理した警察署長は、当該許可を審査するため、運転経路図、牽引状況車両図及び自動車検査証その他の審査に必要な

な書類等の提出又は提示を求めるものとする。

## 2 電子申請

許可申請のうち、警察行政手続オンライン化システムにより受理した申請の取扱いについては、警察行政手続オンライン化システムに申請される通行許可手続の事務処理要領に準じて行うものとする。

## 3 申請の管理

制限外牽引許可申請を受理した時は、別記様式に定める制限外牽引許可管理簿（以下「管理簿」という。）を作成するものとする。この場合、当該申請に係る申請者名や連絡先等その内容を所定の欄に記載するとともに、その後交付までの処理でん末が明らかになるよう管理簿に必要事項を記載して管理すること。

## 4 申請不備の補正

確認の結果、申請を受理する警察署長以外の警察署長に申請されているものについては、正しい申請先に申請するよう教示するものとし、申請書の記載事項に不備があると認めるときは、必要な補正を求めるものとする。

## 第6 申請手続の特例

申請者の負担を軽減するとともに、行政事務の合理化を図るため、次に掲げる場合は、前第3、第4及び第5にかかわらず次に定めるとおり取り扱うものとする。

### 1 同一運転者により定型的に反復、継続して行われる運転行為を行う場合

次の要件をすべて満たすものに限り、包括して1個の運転行為とみなして処理するものとする。この場合において、制限外牽引許可の期間は、原則として1年以内とする。

- (1) 車両が同一であること。
- (2) 積載物の積載状況がほぼ同一であるなど、当該車両が交通に与える影響が同一であること。
- (3) 運転経路が同一であること。

### 2 1個の運転行為が複数の警察署にまたがる場合

制限外牽引許可を受けようとする1個の運転行為が複数の警察署の管轄にまたがる場合においても、広島県公安委員会においては1個の許可となるため、その取扱いについては原則として出発地を管轄する警察署長（出発地が他の都道府県公安委員会管轄区域であるものについては、当該運転行為において最初に広島県公安委員会管轄区域を通行する場所を管轄する警察署長）が行うものとし、当該許可に係る申請を受理するものとする。

この場合、警察署長は、当該申請に係る場所を管轄する他の警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長に、必要に応じて資料を提供した上、当該許可について協議、調整するものとする。

### 3 複数の都道府県の区域にわたる場合

制限外牽引許可については、前第3に記載のとおりその効力が他の都道府県公安委員会の管轄区域に及ばないことから、複数の都道府県の区域にわたる申請に

については関係都道府県公安委員会に対する個別の許可申請を要することを教示すること。

また、これらについては、全国的な営業基盤（支店、営業所等）を有さない申請者にとっては多大な事務負担となることから、申請に係る相談が持ち込まれた場合は受付都道府県警察において、関係都道府県の担当警察と申請や一括交付について調整することとされており、その調整は当県においては交通部交通規制課において行うものとするので、申請者側から相談を受けた場合は交通部交通規制課に連絡すること。

## 第7 審査

### 1 審査事項

警察署長は、当該申請に係る許可対象行為について、道路を指定し又は時間を限ったことにより、主として次に掲げる事項を満たすことになるかについて審査するものとする。

#### (1) 車両の構造に関する事項

当該許可申請に基づく牽引行為をして運転する場合において、道路交通に関する法令に違反せず、かつ制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと

#### (2) 道路及び交通の状況に関する事項

運転経路において、当該許可申請に係る自動車が通行することによって通行道路及び周辺道路の交通流を阻害し、又は他の道路利用者に対して危害を及ぼすなど、道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと

#### (3) 申請理由

他に方法がなく、やむを得ないと認める理由があること

### 2 審査方法

警察署長は、当該許可の審査に際しては、車両の構造及び道路と交通の状況、また積載物があるときは積載物及び積載状態並びに道路交通の状況について、図面、写真その他の資料により確認する方法により行うものとする。

当該方法により審査するに当たり、審査に必要な資料を収集するように努めるなど、その審査が実効のあるようなものとなるようにすること。ただし、審査に必要なもの以上を求めるなど、申請者に負担を強いることのないように配慮すること。

## 第8 許可

### 1 許可番号の採番

制限外牽引許可における許可番号は、年ごとに広島県公安委員会における一連番号とし、その管理は交通部交通規制課において行うものとするので、制限外牽引許可をしようとする時は、その採番について交通部交通規制課と調整するものとする。

## 2 許可の条件

制限外牽引許可に際し、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、交通に起因する障害を防止するため必要があるときは、所要の条件を付与するものとする。

## 3 公印の押印

制限外牽引許可証には、広島県公安委員会名とともにその公印を押印して行うものとする。

広島県公安委員会の公印押印手続は広島県警察公印規程（昭和30年広島県警察本部訓令第5号）に基づき警察本部において行うこととなるため、警察署長は許可に係る起案文書の写しとともに、当該交付しようとする許可証を交通部交通規制課に送付し公印の押印を依頼するものとし、交通部交通規制課において公印押印手続を行うものとする。

## 4 許可証の交付

法第59条第3項に規定する許可証の交付は、原則として当該申請を受理した警察署長において行うものとする。

## 第9 関係機関等との調整

### 1 道路管理者との連携

警察署長は、制限外牽引許可しようとする行為が道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項の規定による車両の通行の許可又は道路法第47条の10第3項に規定する車両の通行可能経路に係る回答を必要とする場合は、当該許可等を行う道路管理者との連携を図るように努めること。

### 2 合同会議の開催等

警察署長は、通行止め等の交通規制を必要とするものの制限外牽引許可に当たっては、事前に警察、運輸、道路管理者の関係行政機関、運輸事業者等による合同会議を開催するなど、運転経路の円滑、運搬中の交通事故防止等について必要な申合せを行うように努めること。

## 第10 留意事項

### 1 ポールトレーラ構造の牽引行為の取扱いについて

制限外牽引となるもののうち、牽引する自動車の前端から牽引される車両の後端までの長さが25メートルを超える場合について、この長さに当該車両に積載された積載物は含まれないところ、いわゆるポールトレーラ構造の牽引行為の場合、その積載物が車体の一部を構成することとなるが、当該積載物は法上の積載物であって車両ではないため、車両の後端までの長さには含まれないことに留意すること。

### 2 許可申請書の紛失・誤交付事案防止の徹底

許可申請書の紛失及び誤交付事案の発生は、警察の情報管理に対する信用を失墜するばかりか、個人情報流失による二次被害発生の可能性があることから、こ

の種の事案防止の徹底を図ること。

#### 第11 文書の保存

制限外牽引許可申請書及び管理簿の保存期間は、3年とする。

